広報 FUKAURA
ふかうら
No.325　　発行／青森県深浦町　編集／総合戦略課

第14回深浦町文化祭 作品展を開催します

町民の皆さんが制作した作品を展示しますので、ぜひご観覧ください。

また、体験教室や食堂なども開設しますので、ご家族やご近所お誘いあわせのうえ、ご来場ください。

◎深浦町公民館

深浦町公民館では書道、編み物、パッチワークのほか深小クラブ児童の陶芸作品、保育園児の作品展示のほか食堂、陶芸の絵付体験コーナー（無料）もあります。

なお、陶芸絵付体験コーナーは3日(土)の10時から14時までの先着20名限定となります。

◆開催日時
11月3日（土）9時～17時
11月4日（日）9時～15時

◆開催場所
深浦町公民館

□問合せ先
深浦町公民館
TEL 74-2031

◎岩崎分館

岩崎分館では書道、絵画、陶芸作品展示のほか、保育園児・小学生の作品展示や食堂、お茶会（3日（土）のみ）、産直コーナー、フリーマーケットを開設します。

◆開催日時
11月3日（土）9時～17時
11月4日（日）9時～15時

◆開催場所
ふれあいと創造の館

□問合せ先
岩崎支所
TEL 77-2111

◎大戸瀬分館

大戸瀬分館では、陶芸、手芸、書道など個人作品のほか修道小児童・大戸瀬中生徒・各保育園児の作品展示のほか、読み聞かせ・大正琴演奏・押し花体験コーナーや木のおもちゃが大集合する「木育広場」も開設されます。

また、食堂・深浦牛・野菜販売コーナーもあります。

◆開催日時
11月10日（土）9時～17時
11月11日（日）9時～15時

◆開催場所
深浦町農村環境改善センター（北金ヶ沢会館）

□問合せ先
大戸瀬支所
TEL 76-2311

幼児健診を実施します

深浦町では、お子さんの健やかな成長と健康を願って幼児健診を実施しています。対象となるお子さんには、個別に案内をさせていただきますので、ぜひ受診してください。

◆実施日　10月29日（月）

◆場　所　役場文化ホール

◆1歳6か月児健診
（平成29年1月1日～3月31日生まれ）
・受付…12時30分～12時45分

◆3歳児健診
（平成27年2月1日～4月30日生まれ）
・受付…12時～12時15分

□問合せ先
地域包括ケアセンター
TEL 76-2042

大規模な土地取引には届け出が必要です！

国土利用計画法では、地域全体の住みやすさや自然環境と調和をはかり、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、大規模な土地取引したときは、利用目的などを届け出て、審査を受けることとしています。

届出をしないと、法律で罰せられることがあります。

◆届出の必要な土地取引

土地取引の面積が１０，０００㎡以上の売買等

◆届出期間

土地売買契約等を締結した日から2週間以内

◆届出について

土地取得者が土地の所在する市町村に届出

□問合せ先

総合戦略課　企画調整係

℡　74-２１２２

２０１８年漁業センサスにご協力をお願いします

11月1日現在で「２０１８年漁業センサス」を実施します。

漁業センサスは、我が国漁業の生産、就業構造を明らかにするとともに、漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づいて5年ごとに行う大規模な調査です。

10月中旬から調査員が漁業関係者の方々を訪問しますので、調査票に漁業の操業状況などの記入をお願いします。

なお、インターネットを利用したオンラインでの回答も可能です。

漁業センサスは、漁業の現状を知り将来を考えるための大切な調査です。ご協力をお願いします。

□問合せ先

総合戦略課　企画調整係

℡　74 - ２１２２

『ごしょがわら縁結びサポートセンター』をご利用ください！

五所川原市では、少子化の要因のひとつとされる未婚化・晩婚化対策として、五所川原圏域の結婚を希望する独身男女を対象とするマッチングシステム「ごしょがわら縁結びサポートセンター」を開設しています。

◆マッチングシステムとは

独身男女を対象とする1対1のお見合いシステムで、結婚を希望する独身男女が会員として情報を登録していただき、その情報を異性の会員が閲覧し、お会いしたい方を探していただきます。

お会いしたい方が見つかった場合には、お相手の意思確認を行った上で縁結びサポーター立会いのもと、マッチング（お見合い）を行います。

◆利用できる方

結婚を希望する満20歳以上の独身者で、五所川原圏域（五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）在住、または結婚後五所川原圏域に居住結婚後五所川原圏域に居住する意向がある方

※結婚支援を行う個人の方や企業等のサポーターも募集しております。

□利用・問合せ先

ごしょがわら縁結びサポートセンター事務局

（五所川原市企画課）

℡　０１７３-35-２１１１

専用のインターネットサイトもご利用いただけます。

「若者等住宅整備支援補助金」ご活用ください

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（移住世帯、新婚世帯、子育て中の世帯）が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】

・住宅の新築工事費または購入代金の25％以内

・上限50万円

【リフォームの場合】

・深浦町住宅リフォーム支援補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5％以内

・上限10万円

※深浦町住宅リフォーム支援補助金とは別に補助します。

※今年度の深浦町住宅リフォーム支援補助金の受付は、7月末日で締め切っておりますので、ご留意ください。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

①町外から転入後3年以内の方

②婚姻後5年以内の新婚夫婦

③18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

若者等世帯を代表して住宅を整備した方。

ただし、リフォームに対する補助については、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住宅リフォーム支援補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請の時期

次のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前にご相談いただくことをお勧めします。）

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住宅リフォーム支援補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課　地域政策係

℡　74-2122

「地域の魅力向上事業費補助金」ご活用ください

町民の方による起業や新分野の事業に挑戦する際の経費、自主的な地域づくりへの取組への経費の一部を補助します。

◆起業化事業

【補助対象経費】

起業または新分野へ進出するための経費（施設の新増設、設備・備品購入、試作品開発、技術の取得等）

【補助率及び補助限度額】

・補助対象経費の3分の2以内

・上限１００万円

◆6次産業化事業

【補助対象経費】

農林水産省が定める6次産業化対策事業の実施に要する経費

【補助率及び補助限度額】

・補助対象経費の4分の1以内

・上限２００万円

◆地域の魅力向上事業

【補助対象経費】

町内の3人以上の住民グループ・団体が自主的に行う、地域活性化につながる公益的な取組に要する経費

【補助率及び補助限度額】

・補助対象経費の5分の4以内

・上限50万円

※本補助金の活用を検討される方は、事業の計画段階でご相談ください。

□問合せ先

総合戦略課　地域政策係

℡　74-2122

輸入飼料を給与した家畜に由来する堆肥を使用する際はご留意ください！

海外で使用された農薬成分（クロピラリド）が含まれた輸入飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマト等のナス科、スイートピー等のマメ科、ガーベラ等のキク科など、様々な園芸作物の生育に障害を起こす可能性があります。これらの作物を栽培する際は、次の点について注意しましょう。

◆栽培における注意点

①ポットで栽培する場合は、家畜由来堆肥の利用を控えましょう。

②施設で栽培する場合は、

・家畜由来堆肥の投入量を低減しましょう。

・家畜由来堆肥を施用する場合は、土壌とよく混和しましょう。

◆被害を未然に防止するために

①堆肥や培土を買うときは、原材料に関する情報（家畜の種類や輸入資料を給与しているかどうか等）を必ず提供元に確認しましょう。

②県の施肥基準等に即して堆肥の施用量及び施用方法を適正に守りましょう。

□問合せ先
農林水産課
℡　74-4411

ヘルス・サポート＆講演会のお知らせ

みちのく銀行深浦支店グリーンクラブ（会長西﨑義三）は、「健康宣言」を掲げ、深浦町の健康意識向上のため健康増進に繋がる取組を実施しています。

今般、元チーム青森・元青森ユース所属選手主体の新たなカーリングチーム「Ｄｅｌｉｇｈｔ（でぃらいと）」とともに、「体操で健康になろう！」をコンセプトに「体操ｄｅ健康プロジェクト」イベントを開催します。

◆日　時
11月13日（火）
【第一部】
17時30分～18時
やってみよう！
タバタ式トレーニング
【第二部】
18時～18時30分
講演
「カーリングの魅力について」

◆会　場
役場1階町民文化ホール

◆服　装
動きやすい服装（軽装も可。）

◆参加費　無　料

◆参加申込
11月9日（金）までに、電話またはファックスにて、代表氏名・参加人数をお知らせください。

□問合せ先
みちのく銀行
深浦支店内事務局
℡　74-2511
Fax　74-3549

許しません！不正軽油

不正軽油の製造、販売及び使用等は脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金に処せられます。

また、不正軽油は適正な納税秩序を阻害するだけではなく、環境破壊の原因にもなる悪質な行為です。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、西北地域県民局県税部までご連絡ください。

・不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。

・軽油と他の油種（灯油、重油）を混ぜて使用・販売している。

・著しく廉価な軽油を売り込みにきた。

・自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

□問合せ先
西北地域県民局県税部課税課
℡　０１７３-34-２１１１
（内線２０７・２０８）

深浦町内に「空き家」を所有する方へ

五所川原圏域空き家バンクに物件を登録しませんか！

「五所川原圏域空き家バンク」とは、五所川原圏域定住自立圏（五所川原市・つがる市・鰺ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町）にある空き家の情報を、買いたい方・借りたい方に紹介するしくみです。

空き家を有効に活用し、当圏域への移住・定住を図ることを目的としています。

深浦町内に所有する空き家を売りたい方・貸したい方は、物件登録をご検討ください！

空き家バンクへの物件登録から売買または賃貸契約までの流れ

①空き家を売りたい・貸したい方が空き家物件登録を町窓口に申請

②宅建事業者による物件調査

③調査の結果、紹介可能な物件を空き家バンクに登録
登録された物件情報は町ホームページで公開

物件情報を閲覧して
空き家を
買いたい方・借りたい方

宅建事業者の仲介により売買または賃貸契約

※成約した際には仲介手数料が発生します。

※町は物件売買・賃貸の交渉、契約の締結には一切関与しません。

★詳しくは、専用のインターネットサイトをご覧ください。（「五所川原圏域空き家バンク」で検索）

深浦町内にある空き家の「五所川原圏域空き家バンク」への物件登録にあたっては、深浦町役場総合戦略課（℡74-2122）までお申込み・お問い合わせください。

女性検診・骨密度検診のご案内

日　程

日　　時	場　　所	受 付 時 間
１１月１日（木） 送 迎 バ ス 有	岩崎支所	12：00～13：30
１１月２日（金） 送 迎 バ ス 有	深浦町フィットネスプラザ「ゆとり」	12：00～13：30
１１月２６日（月） 送 迎 バ ス 無	深浦町フィットネスプラザ「ゆとり」	12：00～13：30
１１月２７日（火） 送 迎 バ ス 有	深浦町農村環境改善センター （北金ヶ沢会館）	12：00～13：30

＊対象地区の区分はありません。いずれの会場でも検診が受けられます。

持　ち　物

① 受診票（**鉛筆で記入して持って来てください**）
② 健康保険証（生活保護の方は、夜間休日医療受給証）
③ バスタオル

検診費用
無料

検診対象者（平成３０年度において偶数歳になられる方）

検診項目	対象者	検診内容
子宮がん検診	20 歳からの偶数歳の女性	細胞診（医師の指示により体部細胞診検査）
乳がん検診	40 歳～58 歳までの偶数歳の女性	マンモグラフィ２方向
	60 歳からの偶数歳の女性	マンモグラフィ１方向
骨密度検診	40 歳からの偶数歳の女性	二重 X 線吸収法（DXA 法）

子宮がん検診

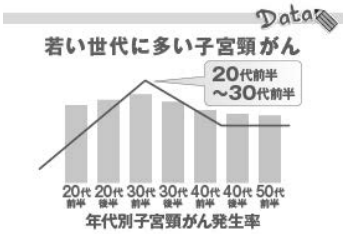

■子宮頸がんは…
　子宮の入り口である頸部から発生します。
　性交年齢の若年化に伴い、頸がんの原因であるＨＰＶ（ヒトパピローマウィルス）に感染する機会が増えているため、２０歳代の若年層で急激に増加しています。
　予防ワクチンも開発されていますが、定期的に検診を受けることが大切です。

■子宮体がんは…
　子宮の奥にあたる体部から発生します。
　子宮の奥にあたる体部の内膜は月経の時にはがれてしまうので、閉経を迎える４０歳代後半から５０歳代にかけて多くなります。
　※体がん検診は、医師の指示があった方のみ行います。
㊟妊娠中の方、産後１年を経過していない方は受診できません。

乳がん検診

2016年より４０歳以上の方からが対象です！

（国の検診指針改定に伴い、３０歳代の視触診のみの乳がん検診は中止することにしました）

■マンモグラフィとは…

乳房は柔らかい組織でできているため、専用のレントゲン装置を使って乳房をはさみ、エックス線撮影することを言います。

視触診では分からなかった小さなシコリも撮影できるので、早期がんの発見に有効です。

㊟妊娠中の方、断乳後１年未満の方、ペースメーカー等を装着されている方は受診できません。

骨密度検診

骨粗しょう症は、骨が粗（あら）くなり、スカスカに鬆（す）の入った状態になるため、骨の強度が低下し、骨折しやすくなる骨の病気です。

閉経後または高齢になって背が低くなった、腰や背中が丸くなって痛みが生じたという場合は、骨粗しょう症と診断され、女性の罹る病気の中でもっとも多い病気です。

気づかないうちに進んでしまい、ちょっとしたはずみで骨折したりした結果、要介護状態になる人は少なくなく、家族の負担も大きいものになります。

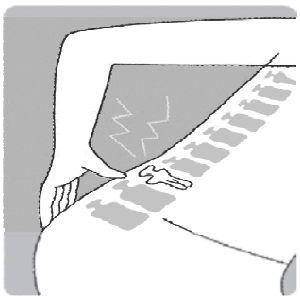

注)１　２０歳から８４歳までの対象者全員に受診票が送付されますが、８５歳以上で偶数年の女性にあっては、希望すれば女性検診及び骨密度検診が受診できます。

注)２　奇数年齢でも昨年度に町が実施した女性検診を受診していない方は受診できますので、ケアセンターまで申込みください。

注)３　各会場までのバス運行表については個別に送付される受診票に同封します。

問合せ・申込み先
地域包括ケアセンター　健康増進係　☎ 76-2042

インフルエンザ予防接種のお知らせ

例年は１１月から予防接種を行っていますが、今年はインフルエンザの流行が早まっている状況にあるため、１０月１５日（月）から予防接種を行います。

深浦診療所・関診療所で随時受付をしていますので、診療時間内に受診をお願いします。

なお、６５歳以上の高齢者の一部公費助成は例年通り１１月からとなりますので、日程等については後日お知らせします。

■接種費用

接種区分	自己負担額	期日
生活保護世帯	無　料	随時
１３歳未満の方	１・２回目共に　２，５００円	随時
上記以外の方	４，０００円	随時

□問合せ先　深浦診療所　ＴＥＬ　８２－０３３７

関診療所　ＴＥＬ　７６－２１０９

岩崎地区ウォーキング大会を開催します

■日　　時　　１０月２７日(土)　９時から１２時頃まで

■集合場所　　岩崎支所駐車場
　　受付８時３０分から９時まで

■内　　容　　岩崎地区の文化財などを見学しながら、約２時間のウォーキングを予定しています。（ノルディックウォークも可）
※小雨は決行。悪天候の場合は、中止とします。

■募集人数　　小学生以上　定員３０名
（小学生の参加は保護者同伴とします。）

■参 加 料　　１人５００円(傷害保険料等)

■持 参 品　　昼食用おにぎり、おやつ、飲み物、タオル、着替え、軍手、雨具(レインコート等)など
※昼食の汁物を主催者で用意します。

■申込期限　　１０月１９日（金曜日）正午までに、電話またはＦＡＸでお申込みください。

□申込・問合せ先
深浦町教育委員会　教育課（深浦字苗代沢８４－２　役場３階）
ＴＥＬ７４－４４１９　ＦＡＸ７４－３０５０　担当：社会教育係

「 岩崎地区ウォーキング大会 」 参 加 申 込 書

氏名		年齢	歳	性別	男 ・ 女
住所	深浦町大字			電話番号	
氏名		年齢	歳	性別	男 ・ 女
住所	深浦町大字			電話番号	

平成30年度 6次産業化トレーニングセミナー（主催：深浦町）

演題

陳列するだけでは商品は売れない！
～商品の良さが伝わるPOPづくりを学ぼう～

一生懸命に作っているのになかなか売れない、深浦町の自然や風景、原料などをパッケージに表現しているのに売れない。という悩みはありませんか？

競合商品ひしめく売り場の中で、お客様に手に取ってもらえるには、自社商品の良さを分かりやすく伝える工夫が必要です。

≪講師紹介≫

川村デザイン
代表 川 村 将 久 氏（弘前市在住）
仙台市出身。東北工業大学工業意匠学科卒業。仙台市の印刷会社、デザイン会社勤務を経て、平成3年、藤崎町の(株)中村醸造元に勤務。平成14年に起業し、深浦町やむつ市、十和田市など官公庁のほか、東奥日報120周年記念事業「味・楽・伝」シンボルマークなど民間デザインも多く手掛ける。

このセミナーでは、青森県内で多数のパッケージデザインに携わる「伝えるプロ」を講師に招き、自社商品の価値に気づくこと、そして、その価値をお客様に分かりやすく伝える手法について、POPづくりを通して具体的に学びます。

参加者募集

記

（１）日　　時　　平成３０年１１月９日（金）１８時～２０時
（２）会　　場　　深浦町役場２階 中会議室
（３）対 象 者　　６次産業実践者、加工・販売に携わる事業者、直販に興味がある生産者
（４）募集人数　　２０名
（５）参 加 料　　無料
（６）申込方法　　１１月５日(月)までに、電話又はＦＡＸでお申し込みください。

◆参加申込先及び問合せ先
総合戦略課 食産業振興係　TEL７４－２１２２　FAX７４－４４１５

≪参加申込書≫

総合戦略課 食産業振興係 行

FAX74－4415 ※このまま送信してください。

所属	氏名	電話番号	備考

平成30年
秋の火災予防運動

平成30年10月15日（月）～10月21日（日）

【統一標語】

『忘れてない？　サイフにスマホに　火の確認』

県下一斉に「平成30年青森県秋の火災予防運動」が実施されます。これからの季節は、日増しに寒くなり、暖房器具を取り扱う機会も増えます。火に対する油断をなくし、尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

○消防車両等による秋の火災予防パレードを実施します。
日　時・・・10月14日（日）　9時出発

住宅用火災警報器をつけましょう！

住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知し、音声や警報音が鳴り火災の早期発見に大変有効です。

≪設置義務のある場所は次のとおりです≫

①すべての寝室が対象（子ども部屋などでも、就寝に使用する部屋は設置）
②2階以上に寝室が有る場合は階段の上部
※義務はありませんが、居間や台所への設置もおすすめします。

《取り付け位置は次のとおりです》

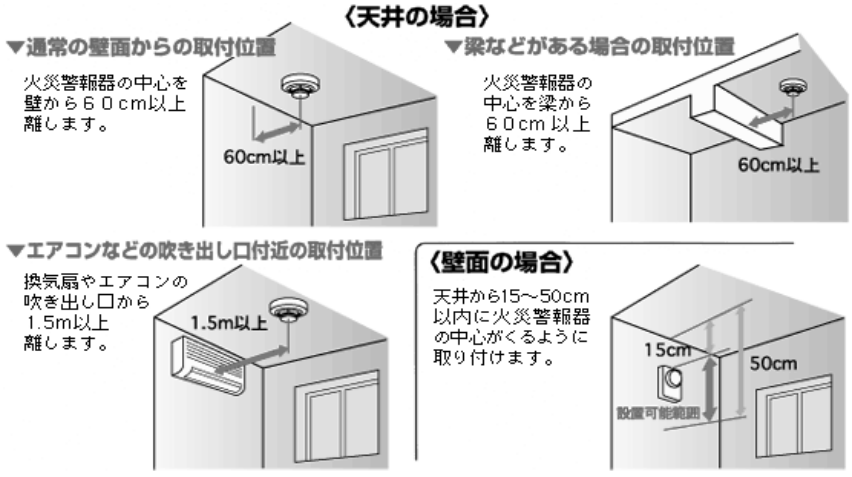

※設置から10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の機器が劣化していることが考えられるので、本体を交換することをおすすめします。

～次のことにも注意しましょう～

☆ ライターは子供の手の届かない所に保管。
☆ ストーブの上で洗濯物を乾かさない。
☆ 給油は必ず火を消してから行う。
☆ 電気ストーブ等の周囲は整理整頓する。

《お問合せは深浦消防署または、岩崎分署　予防係まで》
《　℡　深浦消防署：74-2994　岩崎分署：77-2119　》